

賃貸入居者の皆様が、安心してハッピーに暮らすための保険

家財の補償と賠償の補償(家主・日常生活)をセットにした
火災保険です。

ハッピーワン **plus**

プラス
「ハッピーワンplus」は、賃貸入居者総合保険のペットネームです。

ご契約のしおり

- ・この冊子には、保険契約の内容となる『普通保険約款および特約集』と、保険契約について特に重要な情報を説明した『重要事項説明書』が記載されています。
- ・ご契約の際は、本冊子の内容を必ずご確認ください、ご不明な点がございましたら、取扱代理店または弊社までご遠慮なくお問い合わせください。

※保険契約者と被保険者（補償を受けられる方）が異なる場合には、本冊子の説明を被保険者にもお伝えください。



エイ・ワン少額短期保険株式会社

近畿財務局長（少額短期保険）第2号



エイ・ワン少額短期保険
イメージキャラクター
「エイ・ワンちゃん」

お引越しなど契約内容の変更や、解約などのご連絡は…

《お客さまサービスセンター》

0120-965-508

月～金/午前10時～午後5時(祝日・年末年始を除く)
もしくは、
『マイページ』より、お手続きください。

火災・水漏れ・盗難など、事故のご連絡は…

《事故受付センター》

0120-818-230

(24時間受付)

※『マイページ』からもご連絡いただけます。

※個人契約の場合は保険契約者ご本人様からのお申し出により、弊社へのお電話でご解約手続きが可能です。
(ただし、法人契約など一部のお客さまを除きます。)

「マイページ」のご案内

★「マイページ」でできること

- ・ 契約情報の確認
- ・ 保険解約の受付
- ・ e保険証券の確認、印刷
- ・ 契約内容変更の受付
- ・ 事故報告の受付
- ・ ご契約のしおり、重要事項説明書のダウンロード

上記のことを、インターネットからご契約者様ご自身で行えます。
また、24時間365日無料でご利用いただけます。

※内容により対応が後日になる場合がございます。
(インターネット通信料はご契約者様のご負担となります。)

■「マイページ」ご登録方法

- ① エイ・ワン少額短期保険 で 検索 か
<https://www.a1-ssi.com/> でエイ・ワン少額短期保険のホームページにアクセスします。

スマートフォンの
場合はこちらから ▶



エイ・ワン少額短期保険
ホームページQRコード

- ② 「マイページログイン」をクリックします。
- ③ 後は画面の指示に従ってお進み下さい。
※ご契約が「マイページ」に反映されるまでお時間がかかる場合がございます。

■ ご登録後は、エイ・ワン少額短期保険ホームページもしくは

右記QRコードから
「マイページ」に
ログインしてください。 ▶



「マイページ」
ログインQRコード



近畿財務局長（少額短期保険）第2号

エイ・ワン少額短期保険株式会社

【本 社】〒541-0056 大阪府大阪市中央区久太郎町1-9-26

ルーシッドスクエア船場9F

TEL. 06(4964)5519 FAX. 06(4964)5518

東京支店/名古屋支店/中四国支店/九州支店/沖縄支店/東北営業所/広島営業所

取扱代理店	担当者



安心してハッピーな日常生活を送っていただくために

「賃貸入居者総合保険ハッピーワン^{プラス}plus」は、ご契約者さまに安心な賃貸住宅ライフを送っていただくために、「家財補償」と「修理費用補償」と「賠償責任補償」がセットになった、日常生活に関わる様々なリスクに対応できる保険です。

この「ご契約のしおり」は、万一損害を被ったときに、どのような補償が受けられるのか、保険金の請求手続きはどうすればよいのか、その他ご契約に関する注意事項等々を詳しく記載したものです。

必ずお読みいただき、また、いつでも取り出せるようお手元に保管して、ご利用ください。

目次

- 1.ご契約プランのご案内・・・・・・・・・・P2
- 2.商品内容・・・・・・・・・・P3～4
- 3.保険金が支払われる事例・支払われない事例・・・P5～8
- 4.重要事項説明書
(契約概要・注意喚起情報・保険証券等の電子交付のご案内)・P9～19
- 5.賃貸入居者総合保険普通保険約款及び特約集・・・P20～42

「ご契約のしおり」の 便利な 索引 10

- ①保険契約を申し込んだが撤回したい..... P15
 - ②自分の保険契約の内容を知りたい..... P19
 - ③いつから補償が開始されるのか知りたい... P13
 - ④保険料の払込方法を知りたい..... P14
 - ⑤保険契約の内容に変更が生じた場合は?... P15
 - ⑥引越し等で保険契約を解約したい..... P14
 - ⑦満期が来るので更新手続きをしたい..... P13
 - ⑧事故が起こったらどうすればいいのか?... P16
 - ⑨事故に関する連絡先は?... 裏表紙 《事故受付センター》
 - ⑩契約内容の変更や解約等の連絡先は?... 裏表紙 《お客さまサービスセンター》
- B.注意喚起情報-1.クーリングオフについて
 - C.保険証券等の電子交付のご案内「マイページ」
 - A.契約概要-4.I 保険期間・保険責任の開始時期
 - A.契約概要-6.保険料について
 - B.注意喚起情報-3.通知義務について
 - A.契約概要-8.解約時の保険料の返還について
 - A.契約概要-4.II 満期継続
 - B.注意喚起情報-8.事故が発生した場合について

ハッピーワン^{プラス}plus ご契約プランのご案内

商品プランとその特徴	
スタンダードプラン	家財補償 + 修理費用補償 + 賠償責任補償
	ワイドな補償 <ul style="list-style-type: none"> ・家財補償拡大特約により日常生活で生じる不測かつ突発的な事故にも対応しています。 ・修理費用をワイドに補償します。 ・借家人賠償責任補償拡大特約により日常生活で生じる不測かつ突発的な事故にも対応しています。
ライトプラン	家財補償 + 修理費用補償 + 賠償責任補償

簡易家財評価額表

簡易家財評価額表は、保険の対象となる家財の金額を評価するにあたって、目安として使用するものです。お客さまのライフスタイルによって評価額は変わります。評価額は再調達価額です。(※)

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人以上
簡易家財評価額	300万円～	550万円～	630万円～	710万円～	790万円～

※再調達価額（損害が生じた地および時における保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する金額をいいます。）

賃貸入居者総合保険ハッピーワンプラスは、「1.家財補償」と「2.修理費用補償」、「3.賠償責任補償」がセットになっています。日常生活に関わる様々なリスクに対応できる安心の「賃貸入居者総合保険」です。

※ **ライトプラン** と **スタンダードプラン** では補償内容が異なりますのでご注意ください。

1.家財補償

★ライトプラン、スタンダードプラン共通

火災、落雷、破裂または爆発などの事故によって、被保険者が所有する家財に損害が生じた場合において、損害にあった家財と同程度のもを新たに購入するための再調達価額に基づき損害保険金をお支払します。

 1 火災	 2 落雷	 3 破裂・爆発 <small>ガス爆発など</small>	 4 風災・ひょう災・雪災 <small>台風や大雪など</small>	 5 <small>借戸室外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊</small>	 6 水濡れ <small>他人の戸室や給排水設備で生じた事故に伴う借戸室の水濡れ ※水災による場合は除く</small>
 7 エアコンに生じた事故による水濡れ <small>※家庭用電化製品に生じた損害に限ります ※1回の事故につき5万円限度</small>	 8 騒じょう <small>騒じょう、集団行動、労働争議に伴う暴力行為や破壊行為</small>	 9 水災 <small>大雨などによる床上浸水 ※100万円または家財保険金額の20%のいずれか低い額限度</small>	 10 11 盗難 <small>盗難による盗取、き損または汚損 ※家財50万円限度、貴金属、美術品等は1個1組10万円限度 ※通貨10万円限度、預貯金証書50万円限度</small>	 家財補償拡大特約 <small>★スタンダードプランのみ</small> 不測かつ突発的な事故 <small>不測かつ突発的な事故によって家財物に損害が生じたとき ※保険の対象の自然の消耗や劣化、変色など対象外になる場合があります。 ※30万円限度 免責3万円</small>	

注) 次のものは、保険の目的の範囲に含まれません。
 ●通貨、預貯金証書(盗難による損害を除きます。)、有価証券、印紙、切手等 ●貴金属、宝玉、宝石、時計、カメラ、楽器およびバッグならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の時価額が30万円を超えるもの ●自動車、自動二輪車、原動機付自転車 ●稿本、設計書、図案、証書、帳簿等
 ●商品、営業用什器、備品など
 注) 自転車に生じた損害に対する損害保険金の支払いは1台につき5万円を限度とします。ただし、盗難による盗取、き損または汚損の場合は、1台につき10万円を限度とします。

家財補償と併せて支払われる費用保険金

臨時費用保険金(破裂・爆発を含む)

①、③、④または⑥の事故により損害保険金が支払われる場合(損害保険金の5%。ただし10万円限度)

残存物取片づけ費用保険金

①から⑨までの事故による損害が発生し、保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用(損害保険金の5%限度)

失火見舞費用保険金

①または③の事故により損害保険金が支払われる場合において、火災、破裂、爆発により他人の所有物に損害を与えた場合(被災世帯数×5万円、ただし、家財保険金額の10%限度)

※本保険商品内容は補償の概要を分かりやすく記載したものです。詳細は「賃貸入居者総合保険約款」をご覧ください。

被災時転居費用保険金

家財損害保険金が支払われ、借住住宅が半損以上の損害を受け居住できなくなった際の転居費用(1回の事故につき20万円限度)
 ※半損以上:P23「第9条(注)」をご覧ください。

臨時宿泊費用保険金

①から⑧までの事故および⑩、⑪の事故により損害保険金が支払われ、かつ電気、ガス、水道、排水設備が使用不能で居住できなくなった際の宿泊費用(1泊あたり15,000円限度で14泊まで、1回の事故につき、合計15万円限度) ※⑨の水災事故は対象外

ストーカー被害時転居費用保険金

被保険者がストーカー被害を受け、借住戸室から転居をした際の転居費用(1回の事故につき10万円限度)

ドアロック交換費用保険金

玄関ドアの鍵が日本国内で盗難されたり、玄関ドアロックが壊されたとき、180日以内に交換を実施し、その費用を被保険者が負担した場合(1回の事故につき3万円限度)

ピッキング等防止費用保険金

盗難や加害行為によって玄関ドアロックを開錠されたとき、同様な事故を防止する目的で、ドアロックの交換費用または防犯装置設置費用を被保険者が負担した場合(1回の事故につき3万円限度) ※同一事故でドアロック交換費用保険金が支払われる場合は、ドアロック交換費用は対象外

2.修理費用補償

家財補償の①～⑧と⑩、⑪の事故によって借住住宅に損害が生じ、被保険者がその貸主との賃貸借契約に基づき、または緊急的に、自己の費用でこれを修理した場合に、保険金をお支払いします。ただし、火災・破裂・爆発・給排水設備に生じた事故に伴う水濡れによって貸主に対する損害賠償責任が生じた場合を除きます。 ※⑨の水災事故は対象外

★さらに下記の内容もワイドに補償します

- ・窓ガラスの熱割れ
- ・被保険者の死亡による損害(清掃、消臭、消毒費用含む)
- ・被保険者の死亡時の遺品の整理、運送、保管、廃棄などの費用
- ・水道管の凍結による破裂や亀裂での水道管の修理費用
- ・凍結した水道管の解氷費用
- ・水道管凍結の再発防止費用

※補償によっては支払限度額が設定されていますのでP25「第17条(修理費用等保険金の支払額)」をご覧ください。

3.賠償責任補償

借家人賠償責任保険金

火災・破裂・爆発または給排水設備に生じた事故に伴う水濡れ、さらに窓ガラス、洗面ボウル、便器、浴槽に不測かつ突発的な事故によって借住住宅に損害を与え、被保険者が貸主に対する法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときに、借家人賠償責任保険金をお支払いします。 ※補償によっては支払限度額が設定されていますのでP27「第22条(賠償責任保険金の支払額)」をご覧ください。

★さらにスタンダードプランについては、下記の内容もワイドに補償します。

【借家人賠償責任補償拡大特約】 ・不測かつ突発的な事故によって、貸主に対する法律上の損害賠償責任を負担する場合

個人賠償責任保険金

日本国内で発生した、借住住宅の使用、管理または日常生活に起因する偶然な事故によって、被保険者が他人にケガをさせたり、または他人の財物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときに、個人賠償責任保険金をお支払いします。

その他の主な特約

法人等契約の被保険者に関する特約

契約者が法人等(※)で、その役員または使用人が被保険者の場合は被保険者が無記名で加入できるため、入居者変更の連絡が不要になります。 ※個人事業主を含みます。

転居時の借住戸室の取扱いに関する特約

転居前借住戸室と転居後借住戸室でいずれもこの保険に加入し、賃貸借契約期間が重複している場合に限り、30日間を限度として、転居前借住戸室の事故も保険金支払の対象となります。

※本保険商品内容は補償の概要を分かりやすく記載したものです。詳細は「賃貸入居者総合保険約款」をご覧ください。

お支払いする家財補償保険金・費用保険金

賃貸入居者総合保険Happyワンプラスは、**ライトプラン**と**スタンダードプラン**それぞれのプランで補償が異なります。

補償対象	支払額および支払限度
①火災 ②落雷 ③破裂または爆発 ④風災、ひょう災または雪災 ⑤借用戸室外部からの物の落下、飛来、衝突、倒壊 ⑥給排水設備に生じた事故または、被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水、溢水による水濡れ	新価(再調達価額)により算出した損害の額とし、家財保険金額を限度とする ※貴金属、宝石、美術品などについては時価額
⑦エアコンに生じた事故による水濡れ	※④借用戸室またはその窓、扉その他開口部が風災、ひょう災または雪災によって直接破損したために生じた損害に限り、 ※⑤雨、雪、あられ、砂じん、粉じん、煤煙、その他これらに類するものの落下もしくは飛来、土砂崩れ、風災、ひょう災、雪災、または水災を除きます。
⑧騒じょう・集団行動・労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為	1回の事故につき5万円限度※家庭用電化製品のみ対象
⑨水災(床上浸水を被った場合)	損害の額とし、家財保険金額を限度とする
⑩盗難による盗取、き損または汚損	1回の事故につき100万円または家財保険金額の20%のいずれか低い額を限度
⑪通貨または預貯金証書の盗難	1回の事故につき50万円限度ただし、保険の対象のうち、貴金属、宝玉、宝石、時計、美術品等で、1個または1組の時価額が30万円以下のものについては1個または1組ごとに10万円を限度
※①～⑥、⑧～⑨の事故について自転車に生じた損害に対しては、1台につき5万円を限度 ⑩の事故については、1台につき10万円を限度	1回の事故につき通貨：10万円限度、預貯金証書：50万円限度
不測かつ突発的な事故 ※ スタンダードプラン のみ	①～⑪以外の不測かつ突発的な事故による損害 1回の事故につき30万円限度(免責金額3万円) ※ ライトプラン は、補償対象外となります
臨時費用保険金	損害保険金の5%に相当する額 ただし、1回の事故につき10万円限度 ※①、③、④、⑥の事故によって損害保険金が支払われるとき
残存物取片づけ費用保険金	実際に支出した費用とし、損害保険金の5%に相当する額を限度 ※①～⑨までの事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用を支出したとき
失火見舞費用保険金	損害が生じた被災世帯の数×5万円 ただし1回の事故に付き家財保険金額の10%限度 ※①または③の事故により損害保険金が支払われる場合
被災時転居費用保険金	①～⑪の事故により借用住宅が半損以上(1回の事故につき20万円限度) ※P23「第9条(注)」参照
臨時宿泊費用保険金	実際に支出した費用とし、1回の事故につき15万円限度(1泊につき15,000円限度で14泊まで) ※①から⑧、および⑩⑪の事故によって損害保険金が支払われるとき
ストーカー被害時転居費用保険金	実際に支出した費用とし、1回の事故につき10万円限度

※パンフレットに記載の内容は概要です。詳しい内容は、重要事項説明書、約款にて必ずご確認ください。

ドアロック交換費用保険金	玄関ドアの鍵が日本国内で盗難されたり、玄関ドアロックが壊されたとき、180日以内に交換を実施し、その費用を被保険者が負担した場合(1回の事故につき3万円限度)
ピッキング等防止費用保険金	盗難や加害行為によって玄関ドアロックを開錠されたとき、同様な事故を防止する目的で、ドアロックの交換費用または防犯装置設置費用を被保険者が負担した場合(1回の事故につき3万円限度) ※同一事故でドアロック交換費用保険金が支払われる場合は、重複しては支払いしません。

家財補償 保険金をお支払いする事例

火災



◎被保険者が台所から火災を起こし、被保険者の家財が焼失した。
◎隣室からの出火で延焼し、被保険者の家具や洋服が焼失した。

風災



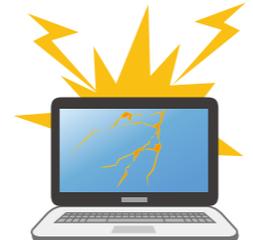
◎台風により窓ガラスが割れ、雨の吹込みにより家電製品が壊れた。

漏水



◎上階からの漏水により、被保険者の家財が使用不能となった。

落雷



◎落雷により被保険者の家電製品が破損した。

盗難



◎窓から泥棒が入り、被保険者の家財と現金が盗難にあった。
※家財50万円、通貨10万円が限度額です。

保険金をお支払いできない事例

◎雨漏りにより布団が濡れた。
◎落雷により保存データが失われた。
◎路上に停めていた自転車が盗まれた。
◎地震で火災が発生し、被保険者の家財が焼失した。
◎雨水の吹込みにより、テレビが故障した。
◎空き巣に入られ、50万円のブランドバックが盗まれた。

※30万円を超える貴金属、宝飾品、その他美術品は補償の対象外となります。
※(保険金を支払わない場合)はP24「第14条」に記載されています。

家財補償拡大特約 保険金をお支払いする事例

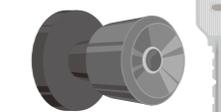
不測かつ突発的な事故

スタンダードプランのみ



◎掃除中に掃除機がテレビにぶつかり、壊れてしまった。

費用補償 保険金をお支払いする事例



◎鍵穴に異物を詰めるいたずらに遭い、ドアロックを交換した。



◎盗難によりドアロックを開錠され、再発防止の目的で、防犯装置を設置した

※本保険商品内容は補償の概要を分かりやすく記載したものです。詳細は「賃貸入居者総合保険約款」をご覧ください。

お支払いする修理費用保険金

賃貸入居者総合保険ハッピーワンプラスは、**ライトプラン** と **スタンダードプラン** それぞれのプランで補償が異なります。

修理費用保険金	補償対象	支払額および支払限度	
	家財補償の損害保険金①～⑧、 ⑩、⑪の事故により、自己の費用で借戸室を修理した場合	100万円限度	
	借戸室の窓ガラスの熱割れにより修理した場合 ※外部と接している窓にはめ込まれているガラスに限ります。	ライトプラン 3万円限度	スタンダードプラン 100万円限度
	借戸室での被保険者の死亡により居室内を修理した場合	ライトプラン 合計して30万円限度	スタンダードプラン 合計して100万円限度
	借戸室での被保険者の死亡による遺品の整理費用		
	凍結により専用水道管を修理した場合	ライトプラン 20万円限度	スタンダードプラン 30万円限度
	凍結により専用水道管を解氷した場合	ライトプラン 10万円限度	スタンダードプラン 15万円限度
	水道管凍結事故再発防止のために改良をした場合	1万円限度	

お支払いする賠償責任保険金

賃貸入居者総合保険ハッピーワンプラスは、**ライトプラン** と **スタンダードプラン** それぞれのプランで補償が異なります。

借家人賠償責任補償	補償対象	支払額および支払限度	
	火災、破裂または爆発、給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水等の水濡れによる損害で家主に法律上の損害賠償を負担する場合	1,000万円限度	
	窓ガラスの破損により損害賠償責任を負担する場合 ※外部と接している窓に限ります。	ライトプラン 3万円限度	スタンダードプラン 100万円限度
	洗面ボウル、便器、浴槽の破損により損害賠償責任を負担する場合	ライトプラン 5万円限度	スタンダードプラン 100万円限度
	借戸室での被保険者の死亡により生じた、借戸室の修理、清掃、消臭、消毒費用	ライトプラン 合計して30万円限度	スタンダードプラン 合計して100万円限度
借戸室での被保険者の死亡による遺品の整理費用			
借家人賠償責任補償 拡大特約	借戸室が不測かつ突発的な事故により損害を受けたため 貸主に対し、法律上の損害賠償責任を負担する場合 ※ スタンダードプラン のみ	1回の事故につき10万円限度(免責金額1万円) ※ ライトプラン は補償対象外となります	
個人賠償責任補償	日本国内で生じた偶然な事故により他人の身体に障害を負わせたり、他人の財物を損壊させ、損害賠償責任を負担する場合	1,000万円限度	

※本保険商品内容は補償の概要を分かりやすく記載したものです。詳細は「賃貸入居者総合保険約款」をご覧ください。

修理費用補償

保険金をお支払いする事例



◎台風で窓ガラスが割れた。



◎専用水道管が凍結し、解氷作業を行った。

保険金をお支払いできない事例

- ◎外出先で部屋の玄関ドアの鍵を紛失した。
- ◎壁やドアの釘穴を補修した。
- ◎老朽化による雨漏りで天井を補修した。
- ◎地震により窓ガラスが割れた。

※(保険金を支払わない場合はP25「第18条」に記載されています。)

借家人賠償責任補償

保険金をお支払いする事例



◎被保険者のたばこの不始末で火災となり、借戸室を全焼させた。



◎洗濯機のホースが外れ、借戸室の床に損害を与えた。



◎入浴中に転倒して、浴槽を破損させた。

保険金をお支払いできない事例

- ◎タバコの火で床を焦がした。(火災に至らない場合は対象外となります。)
- ◎結露により、窓枠にカビが生えた。
- ◎備え付けの給湯器が故障した。
- ◎タバコなどが原因で壁紙が汚れた。
- ◎退去時に床や壁の補修を行った。(原状回復の費用は対象外)

※(保険金を支払わない場合はP27「第23条」に記載されています。)

借家人賠償責任補償拡大特約

保険金をお支払いする事例



◎タンスを移動中に壁とドアを破損させた。

スタンダードプラン のみ

個人賠償責任補償

保険金をお支払いする事例



◎被保険者が洗濯機からの漏水事故により、階下の入居者の家財物に損害を与えた。



◎被保険者がベランダから物を落とし、駐車場の車(他人所有)にキズを付けた。



◎自転車で乗っていて、他人にぶつかり怪我を負わせてしまった。

保険金をお支払いできない事例

- ◎自動車事故をおこし、他人にケガをさせた。
- ◎レンタルで借りたスーツケースを壊した。
- ◎勤務中に会社のコピー機を詰まらせて故障させた。(職務遂行中は補償の対象外となります。)

※(保険金を支払わない場合はP28「第24条」に記載されています。)

※本保険商品内容は補償の概要を分かりやすく記載したものです。詳細は「賃貸入居者総合保険約款」をご覧ください。